特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	定額減税補足給付金(調整給付金)に関する事務 基礎 項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

土浦市は、定額減税補足給付金(調整給付金)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

土浦市長

公表日

令和6年7月22日

[平成31年1月 様式2]

88 / 丰 / 丰 千2

I 関連情報							
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	定額減税補足給付金(調整給付金)に関する事務						
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に基づき、特定個人情報を定額減税補足給付金の支給に関する事務で取り扱う。						
③システムの名称	個人住民税システム、統合宛名システム、中間サーバー、給付金システム						
2. 特定個人情報ファイル:	名						
調整給付金支給対象者ファイル	IL						
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表135の 項						
4. 情報提供ネットワークシ							
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定						
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく 利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第2条 160の項						
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	総務部 課税課						
②所属長の役職名	課税課長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・							
請求先	土浦市 総務部 総務課 茨城県土浦市大和町9-1 029-826-1111						
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ						
連絡先	土浦市 総務部 課税課 茨城県土浦市大和町9-1 029-826-1111						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	16年6月26日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	16年6月26日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価	[書]		<選択肢 1) 基礎項 2) 基礎項 3) 基礎項	> 目評価書 目評価書及び重点項目評価書 目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分で	を入れている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分で	を入れている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分で	を入れている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分で	を入れている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム		[〇]提供・移転しな	い		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	2) 十分で	を入れている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない(人		供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分で、3) 課題が	を入れている ある 残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	2) 十分で	を入れている			
7. 特定個人情報の保管・注	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	2) 十分で	を入れている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査 [〕外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	2) 十分に	> を入れて行っている 行っている 行っていない			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明